

地方自治法施行令（抜粋）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

岡山県財務規則（抜粋）

（入札の無効）

第140条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加することのできない者のした入札
- (2) 談合してした入札
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金の納付がない入札又は当該納付額が不足する入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- (5) 同一事項について2以上の入札をした入札
- (6) 指定の日時までに到達しない入札
- (7) 第135条の規定に違反する代理人のした入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札について条件に違反した入札